

平成 22 年度第 1 回愛媛県ドメスティック・バイオレンス防止対策推進会議
委員発言概要

(1) 県DV防止対策関係事業及び配偶者暴力相談支援センターにおける相談状況について

(中村委員)

配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数についてであるが、21 年度は急激に増加している。何か特別な背景があるのか。

(子育て支援課)

マスコミ等によるDVについての周知活動により、徐々にDVに対する認識が広まってきた結果ではないかと推測している。

(塩崎会長)

DV防止啓発のために、昨年度、これまでとは異なった広告媒体を使用しているのか。

(男女参画課)

県のDV防止啓発資料に加え、「リビングまつやま」でDV問題が大きく取り上げられた。これら啓発活動の結果、身体的暴力だけではなく、精神的暴力・経済的暴力もDVであり、このことについても相談してよいというふうに被害者の認識が変わってきており、そうした人が相談者として増えたという感想が相談員から寄せられている。

(客野委員)

市町においてもずいぶん相談件数が増加しており、徐々に相談体制が充実してきたのかなと感じる。1つ伺いたいのが、相談内容について、最近の傾向のようなものはあるのか。

(男女参画課)

雇用不安などから配偶者への暴力に及ぶケースが増えているようだと言相談員から聞いている。

(中村委員)

相談件数の増加に対して、一時保護件数は 20 年度から 21 年度にかけて減少している。きめ細やかな対応が奏功したのか、何か特別な理由があるのか。

(子育て支援課)

20年度は婦人相談所の整備などDV保護に関するPRが多かったためか、特に一時保護件数が増加したものと考えている。21年度については、市町での相談件数が飛躍的に増加しており、市町における相談体制の充実が一時保護件数の減少につながった一因ではないかと考えている。

(市川委員)

新居浜市の相談件数が多いが、そのうち「NPO法人新居浜ほっとねっと」が受けた相談件数について教えて欲しい。また、他県の相談件数を見ても、愛媛県より人口は少ないが、相談件数は格段に多い県がある。このような県はどのような啓発をしているのかなど情報収集しているのか。

(子育て支援課)

新居浜市の相談の内訳について、県では、市の全体数のみ把握しているため、不明である。市町の中で、相談窓口が複数ある場合は、来年度から、その内訳を把握したい。

次に、他県の啓発活動についてであるが、相談件数の多い県として、DV被害による死亡事件の発生を機にDV防止啓発活動への取組を一層強化した県、DV総合対策センターを設置するなど全県的組織によるDV防止対策に取り組んでいる県などが挙げられる。

(2) DV防止基本計画実施状況について

(塩崎会長)

基本目標の重点目標3の実施状況「弁護士等専門家による支援体制の整備の実施」について、どのようにイメージすればよいか。

(子育て支援課)

女性総合センターでは、週に1回弁護士による法律相談を実施しており、相談件数も多いと聞いている。また、婦人相談所では、一時保護の際など、弁護士の対応が必要な場合はすぐに依頼できるよう、予算措置をしている。なお、相談員が保護命令手続について熟知していることや、裁判所への同行などの支援を行っていることなどから、近年、婦人相談所での利用はない。

(郷田委員)

基本目標 の重点目標 2 の実施状況「同伴児童のケア」に関して、一時保護を受けた児童の心理的被害の実態について教えて欲しい。

(子育て支援課)

DV家庭で、特に身体的暴力のある家庭では、子に対しても暴力が振るわれている場合が多い。また、直接、身体的被害を受けていなくても、DVを目撃した子には大きな心理的影響があるといわれている。このため、婦人相談所は、同伴した児童への虐待が判明した場合には、児童相談所と協力して対応している。児童相談所では、心理判定員による心理判定等が行われることとなるが、心理判定をする必要があるというだけでも児童には心かなりのダメージがあることがうかがえる。

(塩崎会長)

基本目標 の重点目標 1 の実施状況に児童相談所や福祉事務所等との連携などが挙げられているが、実際にはどのような連携強化が進められているのか。

(子育て支援課)

福祉事務所との連携については、一時保護施設退所後、加害者と離れて生活する際、生活保護が必要となるケースへの対応や母子生活支援センターへの入居決定などを要請している。また、市町の住宅部門と連携した公営住宅の優先入居制度の案内、また、教育委員会に対しては、児童の一時保護所入居の旨の連絡などを行っている。

(黒田委員)

基本目標 の重点目標 2 「市町基本計画の策定と配偶者暴力相談支援センター設置への支援」に関して、策定済・策定予定が合わせて7市町では少ないのではないかと感じる。市町にDVに対する取組みの温度差があるのだとすれば見逃せない問題である。

(男女参画課)

(市町基本計画は、単体での策定のほか、市町が策定する男女共同参画基本計画の中に位置づけて策定することもできるが、)男女共同参画担当部署とDV防止対策担当部署が違う市町が多い。このため、男女共同参画関係の課長会や、DV防止対策担当課長が出席するDV防止対策連絡会において、市町基本計画を策定していただくようお願いしている。連絡会には昨年度まで町は加入していなかったが、今年度から加入していただいている。このことにより、少しずつ、策定の気運が高まってくるものと感じている。

(中村委員)

基本目標 重点目標 1 に関して「外国人への適切な対応の徹底」とあるが、愛媛県での外国人相談の実態はどうか。

(男女参画課・子育て支援課)

日本語が全く分からないという外国人からの相談は今のところない。

(3) DV防止対策連絡会における協議内容について

(客野委員)

小グループでのDV防止啓発講座の開催、学校等と連携した啓発活動の実施など、大変良い提案があるようなので、これを今後どのように実現していくかが大切になってくる。

(前田委員)

愛媛県には、人権擁護委員二百数十名が、県内全域に散らばっており、DVを含めた人権啓発講座を学校等で開催している。また、外国人に対して、毎月1回国際交流センターで人権相談を実施している。

(男女参画課)

人権擁護委員には、県が作成したDV防止啓発パンフレットの配布にご協力いただき、今後さらに連携していきたいと考えている。

(牧委員)

日常的にDV被害を目撃している子や、自身も暴力を受けている子は、大人になってもその影響が尾を引き、デートDVに発展しやすい。「DVの影に児童虐待あり」とあるが、そのとおりだと思う。

(宮崎副会長)

女性総合センターの気になる現状として、「児童虐待が疑われるケース」とあるが、児童虐待を実際に発見した場合の対応はどのようなものか。

(男女参画課)

ケースによるが、近接する児童相談所に通報することになる。

(中村委員)

被害者一人ひとりに心を寄せて、関係者がチームをつくって被害者支援を行えるようなシステムを構築し、その中核を県が担って欲しい。ところで、DV防止に関して、「こうすれば効果があがった」というような評価システムはあるのか。そして、評価が高い活動をしているところには、積極的に予算配分していくということはあるのか。

(宮崎副会長)

予算的なことは、なかなか難しいことだと思う。DV防止啓発活動をしてきている人には、こまめな情報提供や、成果が上がってきていると感じられるものを提供していけば、その後も積極的な活動に取り組んでくれるのではないか。

(塩崎会長)

各団体が取組んだDV防止啓発活動の成果の共有ができれば、次のステップにつながる。DV防止対策連絡会プラス・アルファの仕掛けが必要になるかと思う。

(4) 意見交換

テーマ：「若年層（特に高校生・大学生）を対象としたDV防止啓発事業を今後どのように実施すべきか

(宮崎副会長)

これまで県が実施してきた大学生向けデートDV防止啓発講座は、法文学部の学生を中心にやってきているが、これをできれば全学生に広げたい。方法としては、1年生前期の新入学生セミナーでの実施が考えられる。規模の大きな大学は、全学生対象だと講座実施の手間はかかると思うが、検討していただきたい。

(中村委員)

新入学生対象のセミナーを実施することはよいことだと思う。講座の実施方法としては、DV防止啓発用DVDを大学が流した後、学生がディスカッションし、その結果・成果を県に報告するという方法もある。

(前田委員)

人権擁護委員は、県内高校を訪問して、高校生を対象に人権に関する座談会等を開催させてもらえないかと掛け合っている。しかし、高校では、時間がとれない等の理由から開催にまでつなげることは難しい。県が、学校のカリキュラムのどこかに時間をとっていた

だけよう働きかけることはできないものか。

(男女参画課)

人権教育の時間にDV問題を取り上げるかどうかは、各学校の判断になってくると思う。しかし、県人権教育課では、高校生を対象としたDVの学習資料をHPに掲載するなど、DV問題に関して前向きに取り組んできている。今後、人権教育課と十分に連携していきたい。

(塩崎会長)

DV防止対策連絡会に人権教育課にも出席していただくと話が早いのではないか。

(郷田委員)

教育委員会と連携して、人権教育担当教員の意識を高揚させていくことが肝要である。子どもの頃からの人権教育の継続など地道なことの繰り返しは何よりも大切だ。

(黒田委員)

人権教育の中でDVを取り上げる気運が芽生えてきているのはいいことだ。社会でDVが悲惨な事件の素地になっていることを考えれば、中学生の段階で種まきのつもりでやってもおかしくない。それには、パンフレットの配布だけではなく、生きた言葉で伝えることが最も効果がある。

(客野委員)

大学生向けデートDV防止啓発講座については、来年度以降も是非継続していただきたい。また、発達段階に応じて小さいときから友達の作り方、パートナーシップの作り方など人権教育の中で学習していく機会をつくっていくことが大事である。

(市川委員)

中学校に関しては、基本的なことは、学校の先生が子どもたちに教えるべきで、DV問題を教えることができる先生の養成がまず必要である。次に事件に携わっている方々の生の話を聞くという形で進めていくのがよい。